

正 誤

平成29年3月31日付け岩手県報第11670号登載岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則（平成29年岩手県規則第34号）

誤	正
<p>(県民生活センター所長 専決事項)</p> <p>(県民生活センター所長 専決事項)</p>	<p>(部長等指定職員専決事 項)</p> <p>第40条 広域振興局の部長 、行政センターの所長、 部若しくは行政センター に置く室の長、土木部の ダム管理事務所長若しく はダム建設事務所長、土 木部土木センター整備事 務所長又は岩泉林務出張 所長（以下この条におい て「部長等」という。） が指定する職員は、次に 掲げる事項及び前条第1 項各号及び第2項各号に 掲げる事項のうち軽易又 は定例的な事項で部長等 があらかじめ指定したも のを専決することができる。 (1)～(3) [略] (県民生活センター所長 専決事項)</p> <p>(部長等指定職員専決事 項)</p> <p>第40条 広域振興局の部長 、<u>審査指導監</u>、行政セン ターの所長、部若しくは 行政センターに置く室の 長、土木部のダム管理事 務所長若しくはダム建設 事務所長、土木部土木セ ンター整備事務所長又は 岩泉林務出張所長（以下 この条において「部長等 」という。）が指定する 職員は、次に掲げる事項 <u>並びに</u>前条第1項各号及 び第2項各号に掲げる事 項のうち軽易又は定例的 な事項で部長等があらか じめ指定したものを専決 することができる。 (1)～(3) [略] (県民生活センター所長 専決事項)</p>